写

平成３０年８月２１日

志木市長　香川　武文　様

志木市特別職報酬等審議会
会　長　　西　川　和　人

志木市議会議員の報酬及び特別職の給料等の額について（答申）

平成３０年７月１１日付け、志人第３８号で諮問のあったことについて、次のとおり答申します。

記

１　はじめに

志木市特別職報酬等審議会（以下「本審議会」という。）は、平成３０年７月１１日付けにて志木市長から志木市議会議員の報酬及び特別職の給料等の額（以下「特別職の報酬等」という。）について諮問を受けました。

本審議会は、その諮問に基づき、各委員が市民の代表としての自覚と責任をもって、その信頼に応えるべく、広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から率直に意見を交換し、慎重に審議を行いました。

審議にあたっては、県内各市の状況、近隣市の改定動向、当市の財政状況、議員の定数状況及び一般職の給与改定状況、さらには市民感情等をも考慮しながら検討した結果、次のような結論を得たものであります。

２　審議にあたっての視点

（１）県内他市との比較

当市の特別職の報酬等の額は、各職とも県内他市と比較してかなり低額のため県内全市中最低の水準となっています。

県内４０市中、市長が３９位、副市長が３４位、教育長が３３位、市議会議員は議長、副議長及び議員とも３７位であります。

比較対象としては、様々な選択肢がありますが、同程度の人口規模や近隣の朝霞市、新座市、和光市及び富士見市との比較についても考慮しました。

また、近隣同規模の和光市が平成３０年度に増額改定と通勤手当の新設を

実施していることも参考としました。

（２）特別職の報酬等の改定の状況について

特別職の報酬等は平成１１年度に増額し、平成２４年１月に市長、副市長及び教育長については東日本大震災を考慮して減額後、今年度まで改定されていない状況にあります。

（３）特別職の職務・職責及び勤務形態

特別職の報酬等は、その職責に応じたものでなければなりません。市長と市議会議員は公選職であり、より多様な人材が選出できるような環境づくりを推進していくことが必要です。

また、市長、副市長及び教育長と市議会議員とは勤務形態が異なっており、その職務に対する給付である給料と報酬の性質の違いも考慮する必要があります。

（４）一般職との比較

一般職の給料は、直近の平成２５年度から平成２９年度までの５年間は人事院勧告どおり改定がなされ、１．１％の引き上げが実施されました。

（５）市の財政状況及び人口

志木市の財政状況は、平成２８年度一般会計決算から見ますと、財政力指数は０．８５で全国７９７市中１６５位であります。経常収支比率は９４．３％であり、実質公債費比率は０．６％で、ラスパイレス指数は９８．０であります。

また、人口は平成２７年国勢調査の人口等基本集計の人口増減率では約４．４％で、県内の市町村で上位に位置しています。

３　結論

上記事項について総合的に勘案し、慎重に審議した結果、次のとおり改定を行うことが適当であるとの結論に至りました。

なお、今回の諮問事項ではありませんが、近年、副市長や教育長が市外の遠方から通っている現状と県内の１４市で制度化されている通勤手当の制度化について、優秀な人材確保のためにも必要であるとの委員総意の意見であることを申し添えます。

１　市長、副市長及び教育委員会の教育長の給料の額

市　長	月　額	８６８，０００円	(40,000 円増)
副市長	月　額	７６４，０００円	(35,000 円増)
教育委員会の教育長	月　額	７２２，０００円	(32,000 円増)

２　市議会議員の報酬の額

議　長	月　額	４３０，０００円	(10,000 円増)
副議長	月　額	３７８，０００円	(10,000 円増)
常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長	月　額	３６７，０００円	(10,000 円増)
議　員	月　額	３５７，０００円	(10,000 円増)

改定理由

当市の市長、副市長及び教育長の給料の額は、平成１１年度に増額された後、平成２４年１月に東日本大震災を考慮した減額がされ現在に至っています。また、市議会議員の報酬の額は、平成１１年度に増額後、その後据え置きとなっています。

現在の特別職の報酬等の額は、県内他市と比較して低い位置にあり、より良い市政運営を行っていくためには、その職責や勤務形態を考慮するとともに、その重責を担う特別職に対して相応の待遇を確保し、より多様な人材が選出できるような環境づくりを推進していく配慮も必要であることから、同規模団体の水準までは給料額を引き上げるべきではないかとの結論に至りました。

改定額の考え方

市長、副市長及び教育長は、平成２４年１月の減額（市長 30,000 円、副市長 26,000 円、教育長 24,000 円）及び平成２６年度からの一般職の給料表の改定率等と同規模団体の財政力や給料額を参考に改定額を決定しました。

市長については、県内４０市中３９位であること、また、特別職の中でも特に職責が重く、公務の数も多いことなどの実情に鑑み、最も高い引き上げ率となっています。

市議会議員は、県内各市の中で下位に位置していること。また、定数を１４人に減員し経費の削減を図ったこと及び議員活動に費やす時間も増していることを考慮し、市長の改定額を参考に決定しました

3　その他の意見

人口規模や財政力が同程度の市と比べると、市長や市議会議員は、まだ給料や報酬の額に開きがあると思われますが、今回の増額に当たっては、その役割や職責の重さなどに見合ったものであると同時に、市民の理解を得られるものでなければなりません。

厳しい財政運営が見込まれる中で、より効果的・効率的な市政運営と議会運営を通じ、市民福祉の一層の向上のため、引き続き精励されることを切望します。